

令和2年6月1日

金融機関 代表者 殿

金融庁総合政策局長 森田 宗男

金融庁監督局長 栗田 照久

日本銀行金融機構局長 高口 博英

## ロンドン銀行間取引金利の恒久的な公表停止に向けた対応について

ロンドン銀行間取引金利 (London Interbank Offered Rate, 以下、「LIBOR」という。) は、金融商品・取引において参照しているだけでなく、様々な制度・慣行とも相互依存の関係にあることから、仮に十分な備えのない状態で LIBOR が恒久的に公表停止された場合の影響は非常に大きいため、2021 年末以降、恒久的に公表が停止されることを前提に、所要の準備を進める必要がある。従って、2021 年末まで残り 2 年を切っている中、下記 1 のとおり、各項目について時間軸を意識した対応が求められる。

については、取締役会あるいは経営会議等の構成員が、各金融機関の業種や特性等に応じて、LIBOR 公表停止に伴うリスクを十分かつ正確に理解・評価し、当該リスクを低減・制御するための措置を講じているか、また、LIBOR から代替金利指標への移行、あるいはフォールバックに向けて適切な対応をとっているか確認することとしたいので、下記 2 及び 3 のとおり関連資料を提出されたい。

### 記

#### 1. 求められる対応

以下に記載している事項については、LIBOR が 2021 年末に恒久的に公表停止されることを前提とした場合に、各金融機関の業種や特性等によっては一律に求められるものではないものの、一般的に求められる対応として考えられる内容を示したものであり、当該対応が、示した時期までに完了していないことをもって不適切と判断するものではないことを申し添える。

## (1) 移行計画

- ① LIBOR 参照商品・取引の「移行」または「フォールバック」に向けた対応（スケジュールを含む）に係る計画（以下、「移行計画」）を、すでに策定していること
- ② 移行計画について、取締役会あるいは経営会議等が、すでに承認していること
- ③ 取締役会あるいは経営会議等が、移行計画の進捗状況について定期的に報告を受け、必要な指示をしていること

## (2) 顧客対応

- ① 職員が、LIBOR 公表停止に係る影響・リスク等について顧客に説明できるようにするため、また、契約変更に向けた手続きを遂行できるようにするため、すでに研修等を実施していること
- ② 今後、満期が 2021 年末を越える LIBOR 参照契約・商品を新規に締結・発行する場合には、頑健なフォールバック条項を導入すること
- ③ 満期が 2021 年末を越える既存の LIBOR 参照契約・商品については、可能なかぎり早期に移行またはフォールバックの対応を図ること
- ④ 満期が 2021 年末を越える LIBOR 参照の商品（貸出、債券）の新規契約・発行を停止する目標を設定すること
- ⑤ 各種条件が整い次第、速やかに顧客交渉が開始できるよう態勢を整備すること

## (3) システム対応

- ① リスク・フリー・レート（以下、「RFR」）を参照した商品について、2021 年初めにはシステムにて取扱いが可能となること

## (4) 事務対応

- ① 上記（3）－①において、全ての商品・取引がシステムにて取り扱えない場合（商品・取引の一部が、システム対応できない場合）、2020 年末までに手動で対応可能となるよう事務規程・事務フローを見直すこと
- ② 関係する職員に対して、上記見直し後の事務規程・事務フローに基づくオペレーションが対応可能となるよう、2020 年末までに研修等を完了すること
- ③ 上記①以外の事務規程・事務フローにおいて、LIBOR を参照している事務規程・事務フローを 2020 年末までに見直すとともに研修等を完了すること

## 2. 提出依頼内容

取締役会あるいは経営会議等が承認した下記関連資料を提出されたい。

- ① LIBOR 公表停止対応に関するガバナンス体制（責任役員、責任部署、関連部署との連携態勢、経営陣への報告等の枠組み等）
- ② LIBOR の恒久的な公表停止に伴い影響が及ぶ業務範囲（LIBOR を参照している具体的なシステム、事務規程、事務フロー等を含む）
- ③ 移行計画の内容（スケジュールを含む）
- ④ 経営陣が定期的に移行計画の進捗状況を管理する仕組み、及びその実効性の確保の状況

- ⑤ 金融庁・日本銀行が令和元年10月に合同で実施したLIBOR利用状況調査の結果及び移行計画を踏まえた経営資源（人員・予算）の確保・配分状況、及び移行計画の進捗状況に応じた機動的な経営資源の見直し状況
- ⑥ 移行あるいはフォールバックに伴うコンダクト・リスクの特定・評価、及び低減策
- ⑦ LIBOR参照商品・取引の市場流動性の低下に伴う実質的なLIBOR参照取引停止時期の前倒しに備えた対応方針
- ⑧ 財務諸表等での開示方針、投資家向けIR・ディスクロージャーにおける取扱い方針

### 3. 上記2に関する資料の提出期限及び提出先

- ① 提出期限：令和2年7月10日（金）

（注）新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響等を踏まえ、上記期限までの提出が間に合わない場合、下記②提出先に個別に相談いただきたい。

- ② 提出先：金融庁監督局各課
- ③ 提出部数：各資料につき2部

（以 上）